

**「本邦にある事務所と外国にある事務所との間の
資金の授受許可申請書」の記入の手引**

1. 手続概要

外為法第 21 条第 1 項または第 2 項の規定に基づき、許可義務が課された資本取引について、財務大臣の許可を取得するための手続です。

現在、許可義務が課されている資本取引については、財務省ホームページ https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/gaitame_kawase/gaitame/economic_sanctions/index.htm（経済制裁措置及び許可手続）をご参照下さい。

2. 提出の時期

資金の授受を行おうとする日前

3. 提出書類および提出部数

「本邦にある事務所と外国にある事務所との間の資金の授受許可申請書」・・・3 通

※ 取引または行為の内容を証明する書類が必要とされる場合には、各通に添付して下さい。また、理由欄において詳細を説明する必要があるときは、理由書または説明書を各通に添付して下さい。

4. 許可内容の変更について

外為法令の規定に基づき許可を受けた資本取引の内容を変更する場合は、「許可内容の変更申請書」（3 通）を原許可証を添付して提出して下さい。

留意事項

1. 記入方法についての問合せは、日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ（TEL03-3277-2107、E メール post.ind6@boj.or.jp）にて承ります。
2. 許可申請書には、取引または行為の内容を証明する書類の添付が必要とされる場合があります。
3. 日本語により記入して下さい。取引または行為の内容を証明する書類が日本語以外で記載されている場合には、日本語訳を添付して下さい。
4. 許可申請書は、次の宛先までご郵送下さい。
〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1
日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ
5. 審査結果については、財務省よりお知らせします。
財務省国際局調査課外国為替室
TEL 03-3581-4111